

議案第 7 1 号

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

平成 3 0 年 4 月 1 日に実施する本町行政機構の改革に伴い、関係条例を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(山都町役場課設置条例の一部改正)

第1条 山都町役場課設置条例(平成17年山都町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号として次の1号を加える。

(5) 福祉課

第2条中第4号を次のように改める。

(4) 健康ほけん課

- ア 国民健康保険に関する事項
- イ 国民年金に関する事項
- ウ 後期高齢者医療に関する事項
- エ 健康増進に関する事項

第2条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号として次の1号を加える。

(5) 福祉課

- ア 介護保険に関する事項
- イ 高齢者福祉に関する事項
- ウ 社会福祉に関する事項
- エ 障害者福祉に関する事項

オ 児童福祉に関する事項

カ 人権センターに関する事項

(山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1号4級の項中「、老人ホーム事務長」を削り、同号5級の項中「、老人ホーム施設長」を削る。

(山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 山都町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年山都町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

(山都町立養護老人ホーム条例の廃止)

第4条 山都町立養護老人ホーム条例（平成17年山都町条例第92号）は、廃止する。

(山都町議会委員会条例の一部改正)

第5条 山都町議会委員会条例（平成17年山都町条例第147号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「健康福祉課」を「健康ほけん課」に改め、エを削り、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 福祉課の所管に関する事項

(山都町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第6条 山都町子ども・子育て会議条例（平成26年山都町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康福祉課」を「福祉課」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年5月1日から施行する。

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例関係

山都町役場課設置条例(平成17年山都町条例第6号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の事務を分掌させるため、次の課を設ける。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 健康福祉課</u></p> <p><u>(5) 環境水道課</u></p> <p><u>(6) 農林振興課</u></p> <p><u>(7) 建設課</u></p> <p><u>(8) 山の都創造課</u></p> <p><u>(9) 地籍調査課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 健康福祉課</u></p> <p>ア <u>国民健康保険に関する事項</u></p> <p>イ <u>国民年金に関する事項</u></p> <p>ウ <u>老人健康保険に関する事項</u></p> <p>エ <u>介護保険に関する事項</u></p>	<p>(略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 健康ほけん課</u></p> <p><u>(5) 福祉課</u></p> <p><u>(6) 環境水道課</u></p> <p><u>(7) 農林振興課</u></p> <p><u>(8) 建設課</u></p> <p><u>(9) 山の都創造課</u></p> <p><u>(10) 地籍調査課</u></p> <p>(略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 健康ほけん課</u></p> <p>ア <u>国民健康保険に関する事項</u></p> <p>イ <u>国民年金に関する事項</u></p> <p>ウ <u>後期高齢者医療に関する事項</u></p> <p>エ <u>健康増進に関する事項</u></p>

オ 高齢者福祉に関する事項

カ 地域包括支援センターに関する事項

キ 健康増進に関する事項

ク 社会福祉に関する事項

ケ 障害者福祉に関する事項

コ 児童福祉に関する事項

サ 人権センターに関する事項

(5) 環境水道課

ア～エ (略)

(6) 農林振興課

ア～オ (略)

(7) 建設課

ア～ウ (略)

(8) 山の都創造課

(5) 福祉課

ア 介護保険に関する事項

イ 高齢者福祉に関する事項

ウ 社会福祉に関する事項

エ 障害者福祉に関する事項

オ 児童福祉に関する事項

カ 人権センターに関する事項

(6) 環境水道課

ア～エ (略)

(7) 農林振興課

ア～オ (略)

(8) 建設課

ア～ウ (略)

(9) 山の都創造課

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例関係

ア～エ (略) (9) 地籍調査課 ア (略)	ア～エ (略) (10) 地籍調査課 ア (略)
-------------------------------	--------------------------------

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第43号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後 (案)
別表第3(第3条関係) (1) 等級別基準職務表 【別記1 参照】	別表第3(第3条関係) (1) 等級別基準職務表 【別記1 参照】

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例関係

【別記1】

現行

等級	課名
1級	(略)
2級	(略)
3級	(略)
4級	課長補佐、係長、室長、保育園長、人権センター長、老人ホーム事務長の職務。主幹、参事の職務
5級	課長、局長、支所長、老人ホーム施設長、審議員、病院事務長の職務
6級	(略)

改正後（案）

等級	課名
1級	(略)
2級	(略)
3級	(略)
4級	課長補佐、係長、室長、保育園長、人権センター長_____の職務。主幹、参事の職務
5級	課長、局長、支所長_____、審議員、病院事務長の職務
6級	(略)

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例関係

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年山都町条例第44号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正後（案）
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 老人ホーム業務手当</u></p> <p><u>(5) 用地交渉従事手当</u></p> <p><u>(6) 放射線取扱手当</u></p> <p><u>(老人ホーム業務手当)</u></p> <p><u>第6条 老人ホーム業務手当は、老人ホームに勤務する職員に支給する。</u></p> <p><u>2 老人ホーム業務手当の額は、1月につき3,500円とする。</u></p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p><u>第9条 (略)</u></p> <p><u>第10条 (略)</u></p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <hr/> <p><u>(4) 用地交渉従事手当</u></p> <p><u>(5) 放射線取扱手当</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p><u>第9条 (略)</u></p>

山都町立養護老人ホーム条例(平成17年山都町条例第92号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正後（案）
<p>山都町立養護老人ホーム条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p>	<p>廃止</p>

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例関係

山都町議会委員会条例(平成17年山都町条例第147号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正後（案）
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生常任委員会 4人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>健康福祉課</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ 病院に関する事項</p> <p>エ <u>老人ホーム</u>に関する事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>健康ほけん課</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>福祉課</u>の所管に関する事項</p> <p>エ 病院に関する事項</p> <p>_____</p> <p>(3) (略)</p>

山都町子ども・子育て会議条例(平成26年山都町条例第5号)新旧対照表【第6条関係】

現行	改正後（案）
<p>(庶務)</p> <p>第6条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>健康福祉課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>福祉課</u>において処理する。</p>